

特定非営利活動法人国際環境政策研究所 会員規約

第1条（適用範囲）

本規約は特定非営利活動法人国際環境政策研究所（以下、「当法人」という。）の定款第6条に定める会員となった、個人及び企業、団体に適用します。

第2条（種別）

会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び企業、団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人及び企業、団体

第3条（入会）

会員となるには、本規約に同意の上、当法人指定の入会申込書へ必要事項を記入押印の上、当法人へ提出し、当法人の理事長が承認したものを会員とします。

2 入会承認後、所有されている各種資格、許可証等について必要によりその写しを提出していただきます。

第4条（入会金及び会費）

会員は、当法人に対して会費を納めていただきます。また、入会金は定款第8条に従い、定めのないものとします。

2 会費は、以下のとおりとします。

- | | | | | | | |
|----------|----|------------|----|-------------|----|-----------|
| (1) 正会員 | 個人 | 12,000 円／月 | 企業 | 100,000 円／月 | 団体 | 30,000／月 |
| (2) 賛助会員 | 個人 | 24,000 円／月 | 企業 | 300,000 円／月 | 団体 | 150,000／月 |

3 会費は、必要により見直すことが出来るものとします。

第5条（会費の納入）

会費は、原則として当法人より会員宛に請求書を発行し、月毎の納入といたします。

2 年度途中での入会は、入会が承認された月より発生するものといたします。

3 会費の納入は、当法人が指定する金融機関に会員が振込むこととし、その手数料は会員の負担とします。

第6条（入会の不承認）

以下の行為が認められた場合には、入会の承認を取り下げることがあります。

- (1) 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載等があった場合
- (2) 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
- (3) 過去に当法人から会員資格の取り消しをされたことがある場合
- (4) その他、当法人が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第7条（会費等の払い戻し）

会員が既に納入した会費等は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとします。

第8条（情報の提供）

会員は、当法人の活動に関する情報を、電子メール及び郵便等で受けることが出来ます。

第9条（社員総会への出席）

当法人の社員である正会員は、通常社員総会及び臨時社員総会に出席することができます。

2 正会員は、社員総会をやむを得ない事由により欠席する場合、代理人へ表決を委任することが出来ます。その場合、委任状を理事長へ提出しなくてはなりません。

第10条（有効期間）

本規約に基づく会員契約期間は1年間とします。入会が当法人の期中であった場合は、当法人の年度末までとします。

2 期間満了日の3ヶ月前までに双方から書面による特段の意思表示が無い場合には、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第11条（変更の届け出）

会員は、当法人へ届け出ている法人名、団体名、個人名、住所、連絡先等に変更が生じた場合には、速やかに変更内容の届出を行っていただきます。

第12条（退会）

会員は、当法人所定の退会届を提出することで退会することができます。退会届は退会日の3ヶ月以上前に当法人事務局へ提出していただきます。

2 会員は、退会時に未払いの会費等がある場合には、退会後も当法人に対する債務の支払いを免れないものとします。

第13条（会員資格の取り消し）

会員は、定款第9条及び次に該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことが出来るものとします。

- (1) 会費の支払いを納入期日より1ヶ月以上遅滞した場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) 反社会的勢力及び反社会的勢力と思われる団体または個人との関わりが判明した場合及びその疑いが持たれた場合
- (4) 本規約及びその他当法人が定める規約に違反及び会員資格を取り消す正当な事由がある場合

第14条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

会員は、前条により会員の資格を取り消された場合には、当法人に対する会員としての全ての

権利を喪失します。但し、未履行の義務はこれを免れることはできません。

第15条（本規約の改定）

当法人は、事業運営及び社会情勢の影響等により、本規約の一部または全部を改定することがあります。

2 本規約を改定した場合には、改定された規約を郵送、宅配便またはその他の通信手段によって通知し、受領が行われた日を本規約に対し、合意したものとみなします。

第16条（個人情報の取扱い）

当法人は、会員より申し込み時に提供された個人情報は、当法人が定める個人情報保護方針に従い、サービスの提供を目的とする場合にのみ使用します。

第17条（損害賠償）

当法人は、情報提供等によって、直接または間接的に生じた会員または第三者への損害等を、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。

2 会員は第三者との損害賠償請求などの訴訟において、当法人を当事者として関与させないことに同意するものとします。

3 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合には、当法人は当該会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

第18条（管轄裁判所）

当法人と会員との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（規約の発効と改定）

本規約は、当法人の成立の日から発効します。また、本規約は、通常社員総会及び理事会の議決を経て改定します。

平成24年6月30日 制定

平成29年6月30日 改定